
平成26年度補正予算

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

一般公募説明会資料

2015年3月

省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局

目次

1. 政策趣旨

2. 公募要領のポイント

1. 補助事業開始までの流れ
2. 実施スキーム
3. 補助対象事業者について
4. 協力事業者について
5. 支援対象者について
6. 補助対象経費・補助率

3. 申請書の書き方のポイント

4. 交付決定後に補助対象事業者をお願いすること

1. 証憑類の整備
2. 報告書提出
3. 事務局が実施するアンケート・ヒアリング等への協力

5. 問合せ先

1. 政策趣旨

1. 政策趣旨

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業の全体像

- 本補助事業は、「平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」の一部として、中小企業及び個人事業主の省エネルギー等に係る課題・支援ニーズが、内外環境の変化により複雑化・高度化・専門化する中で、地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施するもの。

資源エネルギー庁資料

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
03-3501-9726

平成26年度補正予算額 **929.5億円**

事業の内容

事業目的・概要
地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。また、地域できめ細かく省エネの相談に対応することができる体制を整備します。

- **最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）**
①最新モデルかつ②旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援します。
 - ◆ 支援対象機器等の範囲を予め明確にし、申請手続きを簡素化します。
 - ◆ 中小企業やEMF* -多消費企業に対して補助率を上げます(1/2)。
 - ◆ 中小企業等に対する補助対象経費下限を100万円に下げます。
- **地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）**
工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修、更新を支援します。
- **省エネ相談等の地域プラットフォーム構築**
地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。

成果目標

- 最新モデルの省エネ機器の導入促進等により約1,800億円程度の設備投資を創出することにより、エネルギーコスト高を乗り越えるための企業の体力強化と、省エネ投資の促進による経済活動の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 民間団体等 → 事業者

(定額) 補助 (定額) 補助 (定額) 補助 (定額)

A類型、B類型 補助 民間団体等(地域)プラットフォーム 相談・対応

事業イメージ

補助対象のイメージ

例：高性能工業炉、工業炉、圧縮機・送風機、高効率コンプレッサ、その他、産業用モータ、断熱材、高断熱窓、照明設備、工場、空調、高効率照明（LED含む）、店舗、給湯（高効率熱源）、冷凍・冷蔵設備、高効率ヒートポンプ、高効率ボイラ、例：冷凍冷蔵庫、冷凍機

対象者 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

補助率（A類型） 1/3 以内
(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2 以内)
※補助対象経費下限：補助率1/3の場合は150万円
補助率1/2の場合は100万円

補助率（B類型）	事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※) 連携事業
	中小企業	1/2 以内	2/3 以内
	エネルギー多消費企業		
	その他事業者	1/3 以内	1/2 以内

※EMSを導入してエネルギー管理支援サービスを提供する事業者

- ◆ **本補助金**(地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金)は、**経済産業省補助事業**であり、**執行団体は一般社団法人環境共創イニシアチブ(略称、SII)**が担っている。

- ◆ **本事業**(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)は、SII内に設置された**省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局**が実施する。

- ◆ **運営事務局の業務の一部**は委託先である**株式会社野村総合研究所**が実施する。

1. 政策趣旨

「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」の事業イメージ

- 地域の中小企業等の省エネや節電等のニーズに 応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ支援の実施をコーディネートする「省エネルギー相談地域プラットフォーム(PF)」の構築を目指す。
- 地域プラットフォームの中核を担う補助対象事業者は、当該地域にて中小企業等の省エネに関する相談窓口となり、必要に応じて専門家(省エネ関連、その他経営関連)を紹介・マッチングし、中小企業等の省エネルギーに係る取組を推進する。

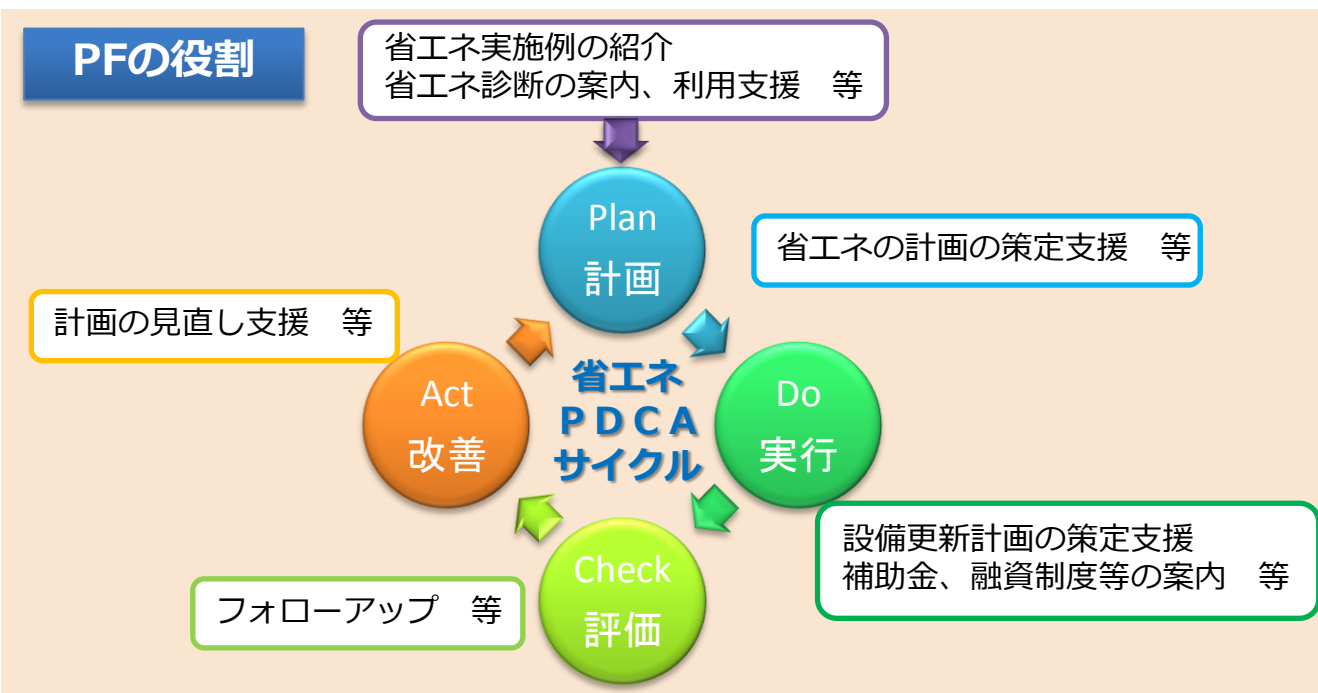


1. 政策趣旨

プラットフォームの役割

- 省エネルギー相談地域プラットフォームは、省エネに関する現状把握(省エネ診断の案内等)を入り口として、省エネルギーに関する取組の計画(Plan)、取組の実施(Do)、取組の確認検証(Check)取組の計画見直し(Action)の各段階で、中小企業等をきめ細やかに支援する役割が求められる。

資源エネルギー庁資料



【省エネルギー相談地域プラットフォーム補助対象経費】

専門家謝金・旅費、職員旅費、臨時職員雇用経費 等

(注1) 人件費及び「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」で実施する「省エネ・節電無料診断」にかかる費用は補助対象外

(注2) 地域プラットフォーム自身の営業活動および営利活動となる経費は補助対象外

補助対象となる事業

(PFがコーディネートする業務)

1) 省エネルギーに関する現状把握、情報整備

- ✓ 省エネルギーに関する診断の案内
- ✓ 省エネルギー実施事例の紹介、社員教育 等

2) 省エネルギーに関する取組の計画(Plan)

- ✓ 中小企業等の実態を踏まえた具体的な省エネルギーの計画の策定支援 等

3) 省エネルギーに関する取組の実施(Do)

- ✓ 省エネルギーの計画に基づく設備更新計画の策定支援
- ✓ 省エネルギーに関する補助金および融資制度等の案内 等

4) 省エネルギーに関する取組の確認検証(Check)

- ✓ 進捗状況の確認、フォローアップ
- ✓ 省エネルギー効果の検証 等

5) 省エネルギーに関する取組の計画見直し(Action)

- ✓ 省エネルギーの計画の見直し支援 等

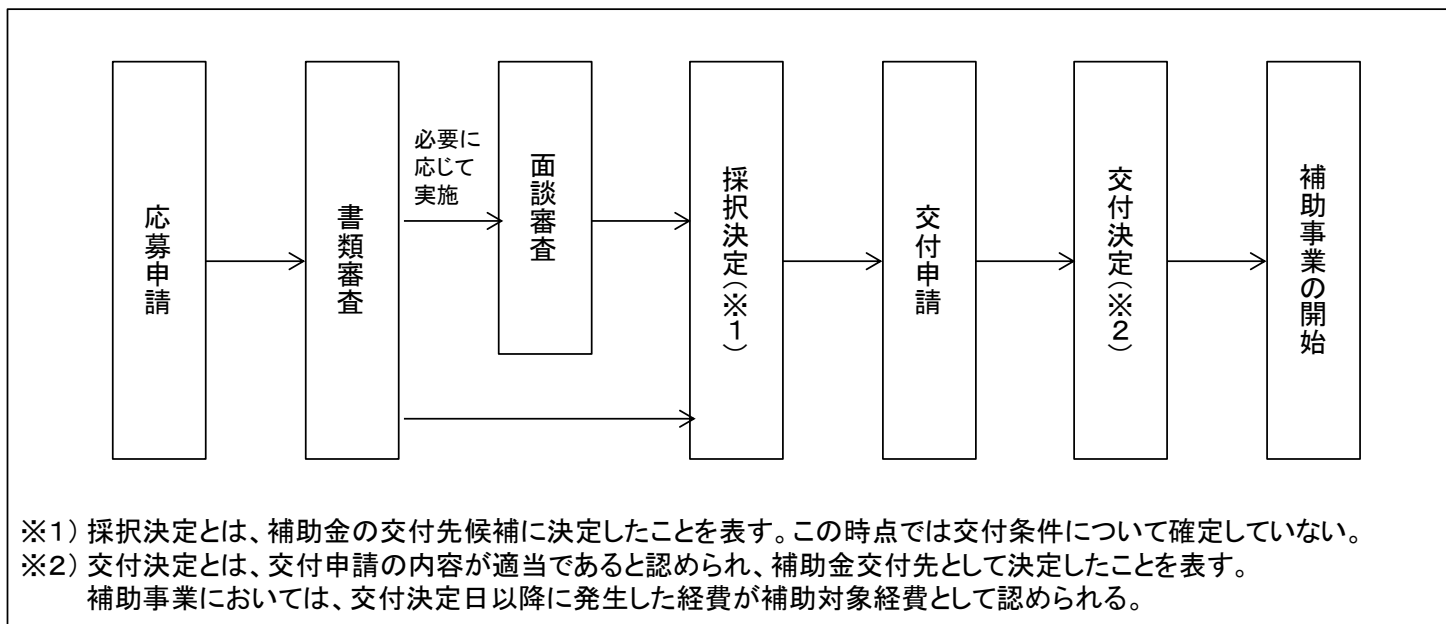
2. 公募要領のポイント

公募要領のポイント

補助事業開始までの流れ

- （応募申請） **4/16(木)12:00**までに、応募申請書を事務局まで提出して下さい。
- （審査）書類審査の末、必要に応じて面談審査が**4/27、4/28**のいずれかに実施されます。
- （採択決定）審査委員会の審査結果を踏まえて補助金の交付先候補が選定され、採択結果が通知されます。
- （交付申請）採択事業者は、交付規程、事務処理マニュアル、採択事業者向け説明会の内容等を踏まえ、実施内容を精査のうえ交付申請を行います。
- （交付決定）交付申請の内容が適当であると認めた場合、補助金交付先としての交付決定を行います。
- （補助事業開始）交付決定日以降が補助事業期間となります（交付決定日以前に発生した費用は補助対象外）。

補助事業開始までの流れのイメージ

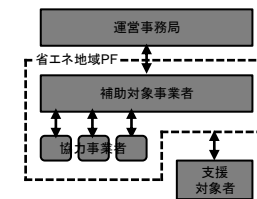


補助事業のスケジュール

補助事業のスケジュール(予定)

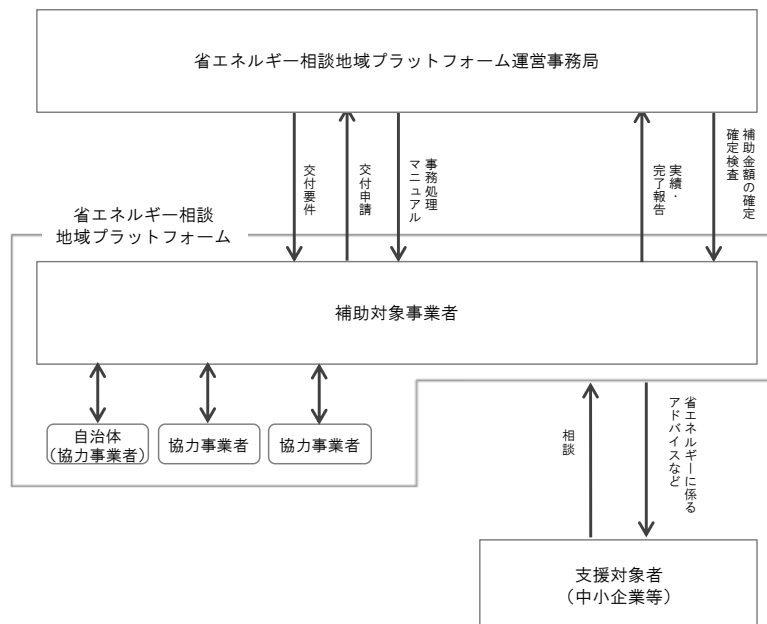
時期		実施事項
平成27年	3月	3月18日 公募受付開始 3月19日～26日 公募説明会開催
	4月	4月16日 公募受付〆切 4月27、28日 面談審査 ※必要に応じて実施 4月下旬 採択決定
	5月	5月上旬 採択事業者向け説明会開催 5月中 交付決定、補助事業開始
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	10月15日 補助事業中間報告書提出期限 10月中旬 中間検査
	11月	11月中旬 補助金中間支払い
	12月	
平成28年	1月	1月15日 補助事業完了期限(※補助事業完了報告書提出期限)
	2月	2月14日 補助事業実績報告書提出最終期限 2月中旬 確定検査
	3月	3月中旬 補助金支払い

2. 公募要領のポイント 実施スキーム



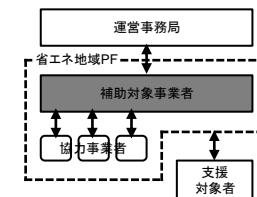
- **補助対象事業者**は、協力事業者と連携をして省エネルギー相談地域プラットフォームを構築し、中小企業等の省エネルギーに係る取組についての相談窓口となります。また、補助金交付にかかる一切の事務手続きを取り纏めます。
- **協力事業者**は、補助対象事業者のコーディネートの下、中小企業等に対して専門領域におけるアドバイス等を実施し、中小企業等の省エネルギーに係る課題を解決するための支援を行います。
(補助対象事業者による登録が必要です)
- **支援対象者**は、省エネルギー相談地域プラットフォームからのアドバイスを受けて、省エネにかかる取組を推進します。
- **省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局**(環境共創イニシアチブ内に設置、代表窓口は野村総合研究所)は、補助対象事業者に対して補助金交付にかかる手続きについて指示を行い、補助対象事業者からの問合せ・申請等を受け付けます。

スキーム図



2. 公募要領のポイント

補助対象事業者について



- 補助対象事業者は、中小企業等の相談窓口として対応する職員（補助員を除く）を配置し（複数拠点がある場合には各拠点に1名以上）、中小企業等の省エネルギーに係る課題に対し、支援に優れた能力・知見・実績等を有する協力事業者と連携し、きめ細かな支援を行うためのコーディネートをする。

① 業務

- 補助対象事業者は、補助対象となる業務を実施するために必要な**協力事業者のコーディネート及び中小企業等への派遣の窓口機能**を担う。また、**自主的な取組**として、各事業者（補助対象事業者、協力事業者、支援対象者）が連携し、次のような取組を行う。

（自主的な取組の例）

- 1) 国等の中小企業支援策に関する情報の発信
- 2) 省エネルギーに関するセミナー等の実施
- 3) ビジネスマッチングイベントの実施
- 4) 省エネルギー相談地域プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための連絡会議等の実施
- 5) 省エネルギー相談地域プラットフォームの支援能力向上のための取組

補助対象となる事業 （PFがコーディネートする業務）

1) 省エネルギーに関する現状把握、情報整備

- ✓ 省エネルギーに関する診断の案内
- ✓ 省エネルギー実施事例の紹介、社員教育 等

2) 省エネルギーに関する取組の計画(Plan)

- ✓ 中小企業等の実態を踏まえた具体的な省エネルギーの計画の策定支援 等

3) 省エネルギーに関する取組の実施(Do)

- ✓ 省エネルギーの計画に基づく設備更新計画の策定支援
- ✓ 省エネルギーに関する補助金および融資制度等の案内 等

4) 省エネルギーに関する取組の確認検証 (Check)

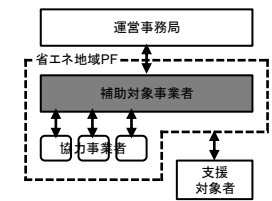
- ✓ 進捗状況の確認、フォローアップ
- ✓ 省エネルギー効果の検証 等

5) 省エネルギーに関する取組の計画見直し (Action)

- ✓ 省エネルギーの計画の見直し支援 等

2. 公募要領のポイント

補助対象事業者について



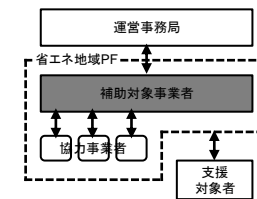
②要件

■ 補助対象事業者は、下記の要件を満たす事業者であること。

- 1) 補助対象事業者は、**地域に立脚した中小企業の支援を主たる業務としている事業者(法人、団体、組合)であること。**但し、**自治体以外の法人、団体、組合においては支援対象地域の自治体の合意のもと、協力事業者に必ず自治体を入れた体制を組むこと**
⇒申請を行う際は、支援対象地域の自治体にあらかじめご相談頂き、協力事業者としての参加の合意を得て下さい。
- 2) 日本国内の**支援対象地域に拠点**を有していること。
- 3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。(⇒後述参照)
- 4) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 5) **5社以上の支援対象者に対して活動が行える体制**および計画を有すること。
- 6) **事務局より依頼するアンケート、ヒアリング等(協力事業者、支援対象者を対象とするものも含む)へ協力**できること。
- 7) 協力事業者及び支援対象者に対して、**支援実績等が運営事務局のWebページで公開されること等への了解**を得ること。
- 8) 補助事業完了後も**中長期的に活動を継続する体制及び計画**を有すること。

2. 公募要領のポイント

補助対象事業者について



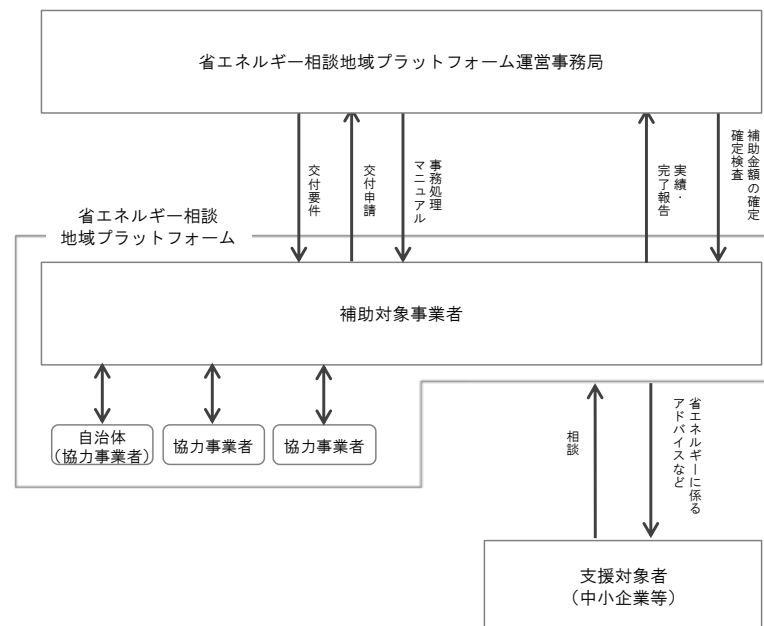
③体制

- 補助対象事業者は、**中小企業等の相談窓口として対応する職員(補助員を除く)を配置し**(複数拠点がある場合には各拠点到1名以上)、**協力事業者と連携して事業を実施**すること。
- なお、補助対象事業者もしくは協力事業者の中には**必ず1者以上はエネルギー関連の国家資格**を保有している者を含むこと。

省エネルギー相談地域プラットフォームの体制内(補助対象事業者若しくは協力事業者)の中に1者以上はエネルギー関連の国家資格を有すること

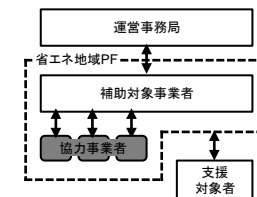
【エネルギー関連の国家資格】

- ✓ エネルギー管理士
- ✓ 技術士
- ✓ 建築士
- ✓ ガス主任技術者
- ✓ 電気主任技術者
- ✓ ボイラー・タービン主任技術者
- ✓ その他上記に類する関連国家資格



2. 公募要領のポイント

協力事業者について

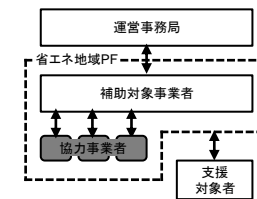


- 原則として、**補助対象事業者の支援対象地域も含めて活動している事業者・個人**とする。
- また、協力事業者は補助対象事業者と連携し、本補助事業に取り組むものとする。
- なお、**協力事業者の登録は個人単位**とする。

①業務

- 協力事業者は、補助対象事業者のコーディネートの下、支援対象者の経営課題や事業課題等に対して、専門領域におけるアドバイス等を実施し、支援対象者の省エネルギーに係る課題を解決するための支援を行う。

2. 公募要領のポイント 協力事業者について



②要件

■ 協力事業者は、下記の要件を満たす事業者(協力事業者の登録は個人単位)であること

- 1) 協力事業者(自治体の職員を除く)は、**下記に該当する資格を有する者**であること(※)。
 - ・ (※下記資格を有しないものの、有資格者と同等の能力を有することが、業務経歴書や所属法人からの証明書等により判断ができる場合は、特例として認めることがある。)
- 2) **日本国内に拠点**を有していること。
- 3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。(⇒後述参照)
- 4) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 5) **補助対象事業者の要請**により、アドバイス等の専門領域における支援が行えること。

要件となる資格の例

【エネルギー関連の国家資格】

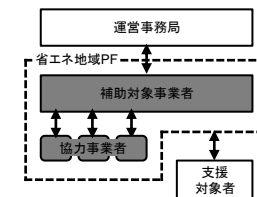
- ✓ エネルギー管理士
- ✓ 技術士
- ✓ 建築士
- ✓ ガス主任技術者
- ✓ 電気主任技術者
- ✓ ボイラー・タービン主任技術者
- ✓ その他上記に類する関連国家資格

【経営相談関連の資格】

- ✓ 公認会計士
- ✓ 中小企業診断士
- ✓ 経営士
- ✓ 税理士
- ✓ 社会保険労務士
- ✓ ファイナンシャルプラン技能士
- ✓ 行政書士
- ✓ 司法書士
- ✓ その他上記に類する関連資格

2. 公募要領のポイント

参考) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定



- 補助対象事業者は、自身および協力事業者が下記に該当しないかを必ず確認のうえ申請すること。

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

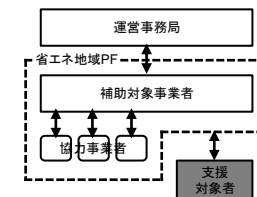
- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

2. 公募要領のポイント 支援対象者について



①要件

■ 支援対象者は下記の要件を満たす事業者であること

- 1) **日本国内に拠点**を有していること。
- 2) 原則として、**補助対象事業者の支援対象地域において事業を行っている中小企業等**とする。
 - ・ 中小企業の定義は、中小企業基本法第2条の規定に準ずる
- 3) **省エネルギーに関する診断(※)をすでに実施済である、もしくは支援を受けるにあたり実施すること。**

※省エネルギーに関する診断とは、「エネルギー使用実態に関する定量的な分析」及び「今後の改善についての提案」の2点が提示される診断を指す。(「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」で実施する「省エネ・節電無料診断」を含む。)

2. 公募要領のポイント

補助対象経費・補助率

- 補助対象事業者が支援活動を行う上で必要となる以下の経費を補助します。
- 補助率は、1,000万円(税別)を上限とする定額補助とします。

補助対象となる経費

区分	細目	備考
謝金	協力事業者派遣謝金	<p>補助対象事業者が支援対象者に協力事業者を派遣する際に、補助対象事業者から協力事業者へ支払う謝金。</p> <p>※同一の支援対象者には、20人回の派遣まで謝金を計上することができる。 (20人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない) ※謝金の単価は、原則補助対象事業者の内規に従うこと。内規がない場合もしくは運営事務局が不適切な単価と判断した場合は、運営事務局が別途定める規定に従うこと。</p>
旅費	協力事業者旅費	<p>協力事業者が支援対象者の事業所へ出張する際の費用。</p> <p>※同一の支援対象者には、20人回の派遣まで旅費を計上することができる。 (20人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない)</p>
	補助対象事業者旅費	<p>補助対象事業者が支援対象者の事業所へ出張する際の費用。</p>
補助員人件費	臨時職員雇用経費	<p>事業を実施するために必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金。</p> <p>※新規かつ専業で雇用した補助員への人件費に限る。</p>
その他諸経費		<p>事業を実施するために必要な会議費、事務機器等貸借料費、通信運搬費、印刷費、資料費、備品及び消耗品購入費、その他事業を行うために必要な経費。</p> <p>(例：補助員の新規雇用に伴う事務機器のリース料、支援対象者候補への情報発信に係る外注費、印刷製本費、等)</p> <p>※補助事業専用で使用するものに限る。 ※資産となる経費(取得価格が20万円以上の物品購入費等)は原則対象外。</p>

2. 公募要領のポイント

補助対象経費の留意点

協力事業者派遣謝金

- （謝金単価）謝金の単価は、原則補助対象事業者の内規に従うこと。内規がない場合もしくは事務局が不適切な単価と判断した場合は、事務局が別途定める規定に従うこと。
- （同一支援対象者への派遣上限）同一の支援対象者には、20人回の派遣まで謝金を計上することができる。（20人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない）

協力事業者旅費

- （対象範囲）支援対象者への支援を実施する際の旅費に限る。
- （同一支援対象者への派遣上限）同一の支援対象者には、20人回の派遣まで旅費を計上することができる。（20人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない）

補助対象事業者旅費

- （対象範囲）支援対象者への支援を実施する際の旅費に限る。

臨時職員雇用経費

- （対象範囲）新規かつ専業で雇用した補助員への人件費に限る。

その他諸経費

- （専用性）補助事業専用で使用することが明確に説明できるものに限る。
- （非資産費用）資産となる経費（取得価格が20万円以上の物品購入費等）は原則対象外。

2. 公募要領のポイント

内規が無い場合もしくは事務局が不適切な単価と判断した場合の謝金単価

- 謝金についての内規等がない場合もしくは事務局が不適切な単価と判断した場合には、下表を目安とし、この範囲内で支出できます。

標準謝金単価表

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団等
①	11,600	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	10,000	大学副学長級			
③	9,000	大学学部長級			
④	8,100	大学教授級 1	12年以上	工場長級	部長級
⑤	7,100	大学教授級 2		部長級	—
⑥	6,200	大学准教授級	12年未満	課長級	課長級
⑦	5,300	大学講師級		課長代理級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手級	12年未満	係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,700	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	2,700	大学助手級以下 2	8年未満	係員 2	課員 2
⑪	1,700	大学助手級以下 3	4年未満	係員 3	課員 3

3. 申請書の書き方のポイント

3. 申請書の書き方のポイント

提出資料の全体像

- 下記の資料について電子ファイルを作成のうえ、紙面(正本1部、副本1部)、および電子ファイルを記録したCD-RもしくはDVD-Rを事務局に郵送すること。
 - ① 応募申請書
 - ② 補助事業概要説明書(別添1)
 - ③ 協力事業者一覧(別紙1)
 - ④ 支援対象者一覧(別紙2)
 - ⑤ 支出計画書(別添2)
 - ⑥ エネルギー関連資格証明資料(別添1:4. 4. 1の表に記載の者のみ)
 - ⑦ 直近年度の会計に関する報告書(財務諸表等)
 - ⑧ 補助対象事業者の機関概要が分かる資料(パンフレット、会社案内等)

- ①～⑤については、下記より様式をダウンロードすること
 - (事業専用Webページ) <http://shoene-pf.jp>

- ⑥については、全員の資格証明資料は必要なく、本事業における省エネに関するアドバイスを行う者の中で代表的な者(別添1:4. 4. 1の表に記載する者)の証明書写しを添付すること。

- ⑦⑧については、申請者の用意できるもので用意すること(様式は問わない)。

- ①～⑤の書き方の詳細は、申請書様式の記載例等を参照すること。

3. 申請書の書き方のポイント

審査項目と申請書記載における留意点

1)要件適合性

- 補助対象事業者としての要件に適合しているか。
- 補助対象事業者と連携する専門家は協力事業者としての要件に適合しているか。
- 計画で挙げた支援予定先は支援対象者としての要件に適合しているか。
⇒それぞれ、必要な提出資料について漏れなく記載・提出すること。

2)補助事業の計画の妥当性・有効性

- 補助事業の目的と整合しているか。
⇒過去の活動の中で得られた課題意識を踏まえて、地域プラットフォームの事業者としての目指すビジョンを明確にすること。
- 想定される支援対象者に対して、効果的な支援が実施できる計画となっているか。
⇒想定している支援対象領域について、当該領域の特徴、及びその課題を踏まえた支援計画を記載すること。
- 支援対象領域(地域、業種等)の中小企業等が相談しやすい工夫が見られるか。
⇒個別の支援対象者に紐付かない活動(窓口機能の強化、専門家ネットワーク強化等)についても計画を記載すること。
- 支援対象領域(地域、業種等)のより多くの支援対象者が省エネルギーに係る取組を行うことが期待できるか。
⇒具体的な支援対象者候補、支援計画がある場合には、可能な範囲において具体的に記載すること。
- 計画を実行するのに十分な体制及び実績を保有しているか。
⇒補助対象事業者、協力事業者の実績・体制は、可能な範囲において具体的に記載すること。

3)支出計画の妥当性

- ・支出計画に補助対象外、あるいは使途が不明瞭な経費が含まれていないか
⇒支出計画において、細目とその金額の見積根拠を明確にすること。

3. 申請書の書き方のポイント

審査項目と申請書記載における留意点

詳細は申請様式の記載例等を参照のこと。

4. 交付決定後に補助対象事業者をお願いすること

4. 交付決定後に補助対象事業者をお願いすること

主なお願い事項

- 本事業に申請する際は、下記について対応することをあらかじめ了承のうえ申請を行うこと。

本事業における補助対象事業者の代表的な責務

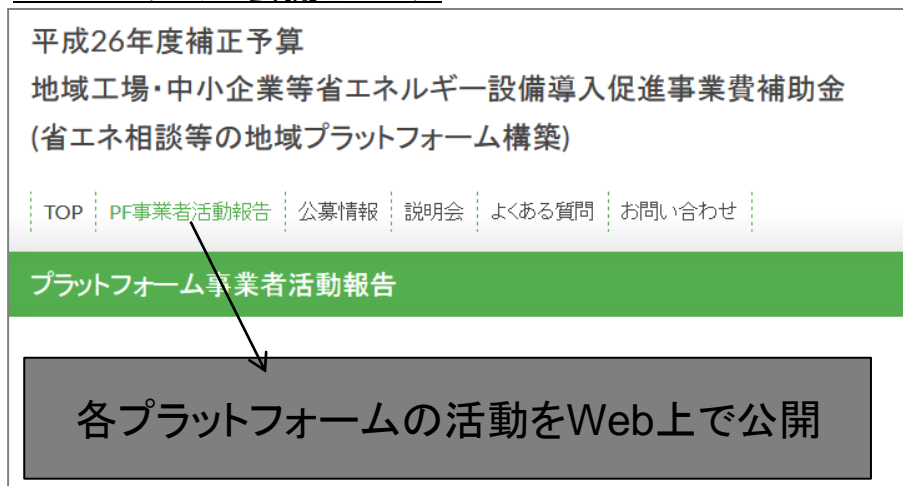
項目	内容	タイミング
①証憑類の整備	✓ 補助事業にかかる証憑は、自主事業における証憑とは明確に切り分けて整備・保管すること。	✓ (整備)補助事業開始～補助金支払 ✓ (保管)補助金支払後5年間
②報告書提出	✓ 事務局が指定するタイミング、様式において報告書を提出すること。 ✓ 当該報告書の内容の一部は公開用として記載し、事業専用Web頁にて随時公開されることを了承すること。	✓ (月次報告)補助事業期間中毎月 ✓ (定期報告)10月中旬、2月中旬
③事務局が実施するアンケート・ヒアリング等の協力	✓ ②とは別途、事務局より本事業に関連するアンケート・ヒアリング等(協力事業者、支援対象者を対象とするものを含む)に協力をすること。	✓ 適宜

4. 交付決定後に補助対象事業者をお願いすること

報告書提出

- 報告された内容については、本事業のWebページにて「プラットフォーム事業者活動報告」として公開する。
※報告内容には、支援対象者の企業情報が含まれている可能性もあるため、個社に不利益が蒙ることのない形での公開とする。

Webページでの公開イメージ



(月次報告)

- 補助対象事業者には、毎月、所定の月次報告書を提出することが求められる。
 - 報告書には、支援対象者ごとの活動実績・計画の進捗状況、支援対象者とのコミュニケーションの状況、今後の課題と方針などが記載される。

(定期報告)

- 補助対象事業者には、所定の定期報告書(中間報告書及び実績報告書)を提出することが求められる。
 - 定期報告書には、事業全体の活動実績・計画の進捗状況、中長期的な視点での成果と課題などが記載される。

4. 交付決定後に補助対象事業者をお願いすること

事務局が実施するアンケート・ヒアリング等への協力

(アンケート)

- 補助対象事業者及び協力事業者には、事務局がアンケート調査を実施するため、これに協力することが求められる。
 - 事業期間中、不定期で複数回の実施を予定。
- なお、アンケート調査は、支援対象者に対しても実施するため、補助対象事業者については、支援対象者に対してアンケート調査実施への了承を得る必要がある。

(ヒアリング)

- 補助事業者及び協力事業者には、事務局がヒアリング調査を実施することがあるため、これに協力することが求められる。
 - 事業期間中、不定期で複数回の実施を予定。
- なお、ヒアリング調査は、支援対象者に対しても実施することがあるため、補助事業者については、支援対象者に対してヒアリング調査実施への了承を得る必要がある。

5. 問合せ先

5. 問合せ先

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業についての問合せ先・書類提出先

省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局

株式会社 野村総合研究所

社会システムコンサルティング部・業務革新コンサルティング部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

TEL: 03-5533-2335 (受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~17:00)

E-Mail: shoene-pf@nri.co.jp

「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」Webページ

<http://shoene-pf.jp> (随時更新予定)

経済産業省担当窓口

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

電話: 03-3501-9726

FAX: 03-3501-8396

